

議案第57号

世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の諮問
(勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像)

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

区文化財保護条例第54条に基づき、勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像の世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について、文化財保護審議会に諮問するため、本案を提出する。

諮問候補の概要

1	名称及び員数	勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像	
2	種 別	世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財(絵画・彫刻)	
3	所 在 地	東京都世田谷区桜一丁目26番35号	
4	所 有 者	宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子	
5	概 要		
	(1)年代	安土桃山時代	
	(2)法量(cm)	像高	48.5
	(3)内容	寄木造、玉眼で、像の背面は漆箔を施さずに朱彩とし、頭部は群青彩を施す。白毫には水晶を嵌め込み、金属製の頭飾及び胸飾をつけ、衲衣は両肩から両足まですっぽりと覆う。左掌に持物を固定するための穴があり、おそらく宝珠を載せていたものと想像されるが、現在は欠失している。左手は後補と思われる。頭部は前後に矧ぎ、体幹部材に両肩材を寄せ、脚部は別材を矧ぎ付ける。像底には柄があるものの、台座の柄穴とは一致しない。 なお、台座の大きさは、本像の法量に比べてやや狭く、本像と制作年代が異なると推察される。	
	(4)勝光院沿革	勝光院は世田谷区内でも有数の曹洞宗の古刹で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺である。その前身は、建武2年(1335)に吉良氏が開基となって建立した龍鳳寺と伝えられる。天正元年(1573)、世田谷城主の吉良氏朝が曹洞宗僧の天永琳達を中興開基として、父頼康の菩提を弔うために龍鳳寺を再興し、頼康の院号に因み勝光院と改称した。また、吉良氏の有力家臣であった大場氏・関氏・宇田川氏・石井氏等は勝光院を代々菩提寺とした。 徳川家康が関東に入国した後は、30石の朱印地を与えられており、旧吉良氏領内で最も格式の高い寺院である。	
	(5)伝来	寛永年間(1624～1644)頃の成立とされる「勝光院過去帳裏書」には、天正元年開創後の当寺の造営及び造仏に関する記述が残されている。本史料では、天正10年(1582)に客殿の立柱が行われたことに続けて、本尊の虚空蔵菩薩像が吉良家の有力家臣である関加賀守によって寄進され、大権修理菩薩像はその関加賀守の奥方、また達磨大師像は吉良氏朝の御局によってそれぞれ寄進されたと記されている。宝暦年間(1751～1764)の成立の「歴代住職書上」にも同様に、本尊は関加賀守による寄付と伝えている。 本像と同時期に寄進され、現在も堂内に安置される木造達磨大師坐像の台座裏には、弘化3年(1846年)の第19世大永智全和尚の代に、本像を再興したとの墨書がある。	



勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像 正面画像



勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像 側方画像